

住宅断熱改修費補助金について

令和8年度「住宅断熱改修費補助金」についてお知らせします。

※以下の要件をすべて満たす必要があります。

【補助対象住宅】

- ・四万十町内の既存戸建て住宅かつ専用住宅（店舗・事務所との併用は不可）
- ・新耐震基準に適合している既存戸建て住宅
（事業完了までに、耐震改修工事により適合するものを含みます。）

【補助対象者】

- ・①、②いずれかに該当する者
 - ①自らが常時居住するために住宅を所有する個人
 - ②自らが常時居住するために住宅を改修し、当該住宅を所有しようとする個人
- ・県税及び町税等を滞納していない者

【補助対象経費】

- ・省エネ効果が見込まれる**改修率**を満たし、かつ**省エネ法に基づく基準を満たす高性能建材**（断熱材、窓、ガラス、玄関ドア）を用いた既存戸建て住宅の断熱改修工事に要する経費
※対象製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」に登録された補助対象製品の未使用品
- ・その他、詳細な要件があるため、必ず補助金の要綱をご確認ください。

【補助率・補助限度額等】

- ・対象経費の3分の1（ただし、その額が120万円を超えるときは、120万円）
※補助金の交付は、同一住宅について1回限りとなります。

【補助金の交付申請方法】

- ・申請者は、断熱改修工事の**契約前**に申請書および関係書類を添えて担当課に提出してください。工事完了後は、30日以内又は令和9年1月末日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。

四万十町住宅断熱改修補助金

脱炭素社会の実現に向けて「冷暖房にかかる光熱費を下げる省エネルギー化」の促進及び健康被害へのリスク軽減のために、既存戸建て住宅の断熱改修を行う者に対して交付する補助金です。

補助金の要綱（補助の詳細が記載されています）・申請書は町ホームページ 環境水道課をご覧ください。



〈お問い合わせ先〉

四万十町役場 本庁	環境水道課	久保 渚	☎ 22-3119
大正地域振興局	町民生活課	下園康平	☎ 27-0112
十和地域振興局	町民生活課	吉良正史	☎ 28-5112